

令和5年あきる野市農業委員会 5月総会議事録

令和5年5月25日（木）午後1時30分、令和5年あきる野市農業委員会5月総会は、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、大福哲也、唐澤啓治、長濱一郎、本郷朝次、橋本和夫、笹本善之、小川金二、栗原剛、嶋崎三雄、田中克博、平野久雄、山崎勇

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松村敏郎、小田川篤雄、野崎忠、宮崎恒雄、田中英雄

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 青木邦彰 ・ 事務局次長 藤島和彦 ・ 事務局 金澤知行、森川朋紀

議事日程

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 第2号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第3号議案 旧農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定に基づく、農用地利用集積計画の承認について

開会 午後1時28分

(事務局長) それでは、若干早いのですが時間となりましたので、令和5年あきる野市農業委員会

5月総会を始めさせていただきます。それでは初めに甲野会長からご挨拶をお願いいたします。

(会長) はい。皆さま、こんにちは。お忙しいところ総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。本日の総会でも3条の案件が9件ございますが、下限面積が撤廃されて農業委員会としても、どう検討して、どう審査して、というのがなかなか難しい面もありまして、もう申請を出されればよほどではない限り拒否できないという状況で、今月末に国と国会議員との話し合いがありますので、機会があれば、農業委員会の負担が大きいので、ある程度の基準なりを出していただきたいと言おうと思うのですが、今まで下限面積があるおかげで、ある程度線が引けていたのですが、そういう線が引けなくなっている。非常に、農業委員会としても判断がつかなくなっていて、かなり困っているの、できるだけ早く国に、もうちょっと具体的な方針を出していただきたいと、どうかその辺のお願いをしたいと思います。今回は9件ですが、これからしばらく、このぐらい以上の申請が来ると思いますが、ぜひ皆さまのお知恵を出していただきまして、良い方向に向かえたらと思います。本日もよろしくをお願いいたします。

(事務局長) 続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。諸報告、4月28日、金曜日に、あきる野市役所で開催された「あきる野市農業委員会委員候補者評価委員会」に、私と堀江職務代理が出席しました。5月1日、月曜日に、あきる野市役所で開催された「あきる野市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会」に、堀江職務代理と小川委員、栗原委員、事務局長が出席しました。諸報告は以上です。本日の署名委員は唐澤委員と長濱委員になります。よろしく申し上げます。

(事務局長) はい。それでは、本来ですとこのまま議事に入るところなのですが、農業会議から農地法第3条の関係の書類が届きましたので、簡単に事務局から議事に入る前に説明をさせていただきます。

(事務局) それでは先に、全員協議会の資料、次第の16ページをご覧ください。農地法下限面積廃止等についてということで、農業会議の方から文書が来たものでございます。

(資料説明)

これを踏まえて、今回の案件等に対しても許可の判断をしていただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

(事務局長) 説明は以上になりまして、基準に関してはまた全協で説明させていただきますので、今の条件を基に審査をしていただければと思います。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくをお願いいたします。

(議長) 本日の出席委員は、農業委員14名、推進委員5名の合計19名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは、議事に入ります。第1号議案、收受14について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動については

これを相当と認め許可するものとする。令和5年5月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・収受14 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受14について、担当の本郷委員、説明願います。

(本郷委員) はい。去る5月22日に事務局1名と嶋崎委員の3名で現地を確認いたしました。現地につきましては、7ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

畑には数十本あるタラの芽の木を残して、きれいに耕耘がされておりました。1柵につきましては、榊の苗木が植え付けられており、2柵については、1メートル程度の支柱パイプが組み立てられておりました。借受人であります植木業の〇〇さんにつきましては、事務局より説明をお願いしたいと思います。よろしくお願います。

(議長) では事務局、説明をお願いします。

(事務局) はい。〇〇〇〇さんについてですが、現在は●●●●●にパートで勤められておまして、土地の所有者、□□□□さんの息子さんも●●●●●で働いておまして、その知り合いのついでで今回この農地を借り受けることになりました。〇〇〇〇さんはこれまで●●の認定農業者の▲▲▲さんのところで2年間ほど研修を受けまして、今、●●●●●に来て約半年ぐらいになると聞いています。今後は今回借り受ける農地で榊を作りまして、出荷につきましては、▲▲▲さんが榊の苗木等々を買ってくれると聞いています。今後規模拡大していく上で他の出荷先等も含めて検討していきたいとお伺いしております。説明は以上となります。

(議長) ただいま、事務局と本郷委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(笹本委員) これは150日働きます、ということで借りるんですよね？

(事務局) そういうことです。

(笹本委員) 先ほどの資料に出て来た、150日絶対出なきゃいけない訳じゃなくて、出られる体制になっていれば大丈夫ですよ、で通っているのですか？

(事務局) ●●●●●では正社員ではないので、この畑を十分管理できる日数を確保しながら、両方、●●●●●でもやりながら、自分の畑もやるというように聞いてます。

(笹本委員) そういうことになると思うんですけど、その150日の縛りは許可をする際に絶対必要なんですか？

(事務局長) 逆に言うと、150日以上畑の方をやっていただいて、逆にパートの方を減らしてやっていただくという形にはなると思いますね。

(笹本委員) 例えば、榊でしたら多分そんなに管理が必要じゃないじゃないですか、面積的にも。だからそれを250日ぐらいパートに出ていて、パート出てるけど、必要があれば畑行けるんだからいいですよね？というようなのは通らないですよね？基本的には。

(事務局長) 先ほど説明したとおり、絶対ではないんですけど、原則は150日以上ということになりますので。

(笹本委員) だから、150日は空けておかなきゃいけないのか・・・？

(事務局長) ここが難しいのが、150日なんですけど、1日8時間まるまるではなくて、極端な

話、1時間でも日数を加算できるという話になっているんです。だから、朝や夕方に畑をやって、日中は・・・ということでも加算されます。

(笹本委員) そうなってくると、例えば1日8時間労働というのが一応、労働基準法的にはそうなるじゃないですか。1日8時間正社員で働きながら、僕は朝、畑をやるんです、朝の1時間エクストラで農業やるんです、と言ったら、それも1日としてカウントできるのですか？

(事務局長) できるんです。

(笹本委員) なるほど。

(事務局長) その、時間というのは制限がないので、かなり微妙です。

(笹本委員) 150日の縛りも正直あってないような、ということですね。

(事務局長) そうですね。

(笹本委員) 分かりました。ありがとうございます。

(議長) 他に何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、収受14について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、収受15について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第1号議案・収受15 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受15について、担当の本郷委員、説明願います。

(本郷委員) はい。現地につきましては、8ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

畑へは南側、狭い農道からの出入りになります。畑は主にトウモロコシが作付けされ、イチゴ、カボチャ、ネギ、ナスがそれぞれ1柵ずつ作付けされておりました。畑の概ね半分弱が良く耕耘されておりますが、作付けはされておりました。現地には譲受人であります〇〇さんのお二人にも来ていただき、お話をお聞きしましたところ、すでに土地は仮登記もなされており、今回の法改正に伴い申請をしたとのことでした。〇〇さんにつきましては、元は田んぼをやっておりましたが、苦情により手放すことになってしまい、農地所有は0㎡となっているそうですが、今回の畑につきましては、草にしないように一生懸命やりたいた言っておりました。以上です。よろしくご審議の程お願いします。

(議長) ただいま、事務局と本郷委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、収受15について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、収受18について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書2ページ目をご覧ください。

(第1号議案・収受18 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受18について、担当の山崎委員、説明願います。

(山崎委員) はい。それでは収受18について、報告をいたします。5月23日に現地調査を行いました。案内図は9ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現地の現況ですが、○○○○-○と△△△△については、梅の木が15~16本あります。半分は小梅という状況であります。それから左側の境の方に一直線にカリンの木が15~16本ありました。枯れている梅の木も2,3本ありまして、譲受人の方がそれらを整理しながら現状の梅とカリンを活用していきたいということでもあります。それから左の方に□□□□番がありますが、こちらの現況については草に覆われておりまして、若干サツマイモとソラマメがありましたけれども、草の方が勝っている、こんなような状況でした。こちらについては、畑として、いろいろと作付けをしていきたいということでもあります。なお、お父さんと一緒にやっていくということで聞いております。以上、よろしくご審議をお願い申し上げます。

(議長) ただいま、事務局と山崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(宮崎委員) これまで五日市の3反という要件があった時に、要件さえ満たせば全部いいですよという話じゃなかったと思うんです。この人が本当にやれる人なのか、それをやれるだけの実績を作ってください、実力を見せてください、そういう、農業委員会のスタンスというか、考え方というか、そういうことだったと思うんですけど、この人はそういうのが確認されているのですか？

(事務局) はい。こちらの○○○さんですが、元々農地は所有しておらず、家業として農業はやってこなかったのですが、いわゆるシェア農園というもの、市民農園で農地を借り受けて農業をするという形態の農園で区画を借り受けて、3年以上簡単な農作業の経験も積んできたというように、周りで農業をやってらっしゃる方に技術的な支援をいただいて農業をやっていくということで、今後農業的な技術もしっかり身につけていくとお伺いしております。

(宮崎委員) その、今後やっていきますというのではダメだというのが、今までの農業委員会の考え方だったと思うんですよ。だから事前に実績を作ってみせてください、やってみせてください、ということで、確認がとれた後、3反の要件を満たして許可、というような話で進めてたんだと思うんですけど。

(事務局) 多分、おそらくだと思うのですが、当時面積要件がある中で、いきなり3,000㎡からということだと、なかなか、その一般的な家庭菜園レベルから3,000㎡、かなり面積が増えるということで、それである程度の経験というか、畑を現状やっているところを見て、その上で許可をするという話だったのではないかなと思うんです。

(宮崎委員) 3,000㎡だとそれが必要で、●,●●●㎡だと要らないという話なんですか？今回の案件は●,●●●㎡じゃないですか。

(議長) まあ、3,000㎡という要件があって、ある意味親心として、本当にそんなにできるのですか？という面もあったんじゃないかと思うんです。そんなに買い取って放ったらかしにさ

れても困るというのもありますし。今回下限面積が撤廃されたことで、こちらは●, ●●●㎡ぐらいですけど、極端な話1㎡でもいいわけですよ。

(宮崎委員) だから、その、10㎡だとか50㎡だとかという話だったら、ハードルがもっと低くてもいいと思うんですよ。10㎡だとか50㎡というのは、要は家庭菜園のようなスケールの話だから、これはまあできるだろうと。草が生えたところで50㎡だろうと思う訳で、これは●, ●●●㎡ですよ。この人は本当に経営できるのかという、その判断をするために審議しているんじゃないんですか？

(事務局長) 一応計画は出ているので、必要であれば本人に次回来てもらって、今後の計画等を説明してもらって、本当にできるかどうか皆さんに見てもらおうというやり方もありますけど。確かに宮崎委員の言うとおりに、いきなり、紙だけで本当にできるかどうか分からないということもあるので、本人を呼んで皆さんでいろいろ聞いてもらって、本当に計画的にできるのかどうか、技術的にできるのかを見てもらってから、ということも・・・難しいですけど。

(小川委員) 今、面積が大きいと言われたんだけど、□□□□はトウモロコシだとか、薬物、軟弱野菜等を作るんだと思うんですよ。それで、○○○○-○と△△△△については、梅とカリンということは、面積広くても下草を刈れば何とか営農ができるというような状況、年に3回、4回刈らないとどうしようもない状況だけど、なんとかそういうのでできるかなという気もするんですよ。自営業で何をやっているかちょっと分かりませんが、お父さん、お母さん、家族が協力してやってくれるということが分かれば、できる可能性があるみたいな気がしますが、本人を呼んで、現在の状況だとか、農機具は何を持っているかだとか、そういう説明を受けた方がいいのかなということもあって、いくつかここで検討してもらえばいいかなと思います。

(議長) この面積要件が撤廃された時の国会での答弁で、農政局の方が言ったのが、家庭菜園でもいいと言ったんですよ。要はそのレベルなんです。

(笹本委員) その、作業力とかを証明する義務は法的な根拠はないんですよね？

(事務局長) ないですね。

(笹本委員) なので、例えば急に、いきなり3ヘクタール買いますという80歳のおじいちゃん、本当にできますか？と言っても、私はやりますと言ったら、法律的には認めなきゃいけないということですよ？極端な話。

(議長) うん・・・そうだね。

(事務局) そういうことですね。

(笹本委員) そんな例がないと思いますけどね。だからそうなってくると、我々のやるべきことは、言われたことを信じて、法律に従って分かりましたと言って判子を押すしかできなくなっちゃうということですよ。

(議長) それで許可して、やると言ったけど1年後に行ったら草ボウボウで何もやってない。それでも、戻してくれと言うぐらいで、その取引は認めないとは、また言えないですね。

(笹本委員) ということですよ。結局何もできない。何を言っても結末は変わらないということですよ。だから、あきる野市として最大限できるのは、基本的には来てもらって、挨拶してもらうことになっていきますと言って、本人に来てもらって決意表明してもらうしかないということですよ。

(事務局長) あとは、譲渡人さんが、基本的に所有権移転や貸すということは、自分ではできないからやってもらうという意志なので、ここで認めなかったりすると遊休農地化が進んだり、というところもあるので。やれる人がやるというのが国の考えなので。

(議長) 国の方針がそうなんですよね。

(笹本委員) そういうことなんですよね。

(議長) 農地は農地として残して欲しいという・・・。

(事務局長) じゃあ、農業委員何なの？と言われてしまうと、非常に・・・心苦しいと言うか・・・

(笹本委員) 我々としては、どうしてもなんかその、悪意を持って買おうとする人の姿がチラついてしまうんですけど、でもそうじゃなくて、まあ、置いておいたらマイナスになるものが、最悪ゼロ以上になるならいいだろうという解釈でいった方がいいですよ。

(事務局長) そうなんです。そういう形で国はもう考えてる。

(議長) そうなっちゃったんですよ。心情的には宮崎委員の言うことが皆さん共感だと思うのですが、なかなか・・・。だから、草にするならまだしも、資材置場にされちゃったら言いますが、結局、その本人を信用して、ということなんです。これから、次回以降もこんな案件ばかりだと思ってしまうんですけど。

(平野委員) これ、以前はこういう3条なんか出ると、営農計画みたいなのを提出したりとか、ここへ来てもらったりとかしてたじゃないですか。そういうこともできなくなっちゃう？

(議長) この方は市内の方なので。市外の方だと来てもらうんですけど。

(平野委員) ああ、そうですね。

(事務局長) 計画は出てはいます。

(議長) だから、本人がこう言っているんですということで、もう、本人を信用せざるを得ないと言いますか。

(事務局長) 一応、何を作るかとか、機械は何を持っているかとか、どういう物を作るとか全部出ております。

(平野委員) 出ているんですね。それは出さなくちゃいけないんですね？

(事務局長) それは申請書の中に記載されていますので、それは必ず出さなきゃいけない。

(議長) ただ、今、おっしゃったように、場合によっては、市内だろうがなんだろうが、買う人は全部ここに呼ぶということも可能ですけど。

(平野委員) それは可能なんですね。

(事務局長) 皆さんで協議して決めていただければ、あきる野市の農業委員会としては0㎡からの人は必ず呼ぶということでは可能です。

(議長)すごい時間がかかると思いますが。

(野崎委員) 今の段階で法的には下限値がなくなっちゃったから、これを抑えるのは難しいと思うんですよ。都や市の農業委員会事務局なりが、どういう形でこの人達に使ってもらうか。その辺のところを、何か指針みたいなものがないのかな？と。そういうことがあれば、今、宮崎委員が言われているような部分が正当化するような、出せる物があるのかどうか。

(事務局長) 基本的には、法律以外で独自に作ることはできないと記載がされていますので、お願いしかないですね。

(野崎委員) あとは、我々が現地を調査して。

(事務局長) 毎年チェックして、やっていなければ・・・

(野崎委員) 指導する、そういうことですよね。

(事務局長) やっていなければ、全部耕作要件としてやっていないから、次はダメですよとは言えると思います。

(野崎委員) 農地以外の目的に使いたいと、そういう時には？

(事務局長) 一応、あきる野市の独自ののですが、3年間は自ら耕作してください、という誓約書はいただいております、それ以降でないと売ったり、転用は一切できないことになっています。それも努力と言うか、お願いという話になります。

(野崎委員) だから、難しいですよ。法的に縛りが無い。

(議長) ある意味、農業委員会がブレーキになっていたんですよ。だから仮登記で何十年も止まっているものがある。この委員会の許可が出ないから止まっていたんです。売買はもうとっくに済んでいるんでしょうけど。だからそのブレーキを踏みたいんですけど、どンドン国の方でブレーキ外されちゃってるんですよ。

(野崎委員) かけられないですよ。

(議長) ノーブレーキ状態に近くなっちゃってる。下限面積撤廃なんて、急に、3、4年前に出て来てびっくりしたんですけど、要は地方ではそれほど困っているという、もう農地が荒れ放題で。ただ買った人が本当に農地をやってくれなければ困るんですけど、草ボウボウよりやってくれればと・・・。

(山崎委員) ちょっといいですか？今回宮崎委員が地元で、ある程度ご存知だというようなこともあると思うのですが、例えばここで新規で、初めて畑をやるというようなところについては、面積に限らず一応来てもらって、決意表明というか、お話を聞くというところぐらいしかできないんじゃないかなという気がするんですけどね。ただ全員がやるとなると、なかなかそんなことはできないでしょうし、されとて、このまま何でもかんでも通しちゃう、結果的には書類が整っていれば通すということになってしまうので、せめて農業委員会としては話を、新規にやるという方には話を聞くというようなところはどうかと私は思いますね。

(事務局長) とりあえず、この案件は次回呼ぶしかないのかと。このままだと多分無理ですよ。

(議長) では、この收受18に関しては、次回本人をお呼びして、決意等を伺うということで。

(事務局長) 一応、0㎡からの場合は市内でも市外でも呼ぶということで良ければ、これからは全部・・・ちょっと時間がかかるかも知れないですけど、やっぱり初めが肝心なところもありますので。

(宮崎委員) 0㎡からと言っても、すでに仮登記とかをされていて、元々その場所を使っているというような、この前、市外の方が来てお話を聞きましたけど、そういった元々使っているというような人はいいんじゃないのかなと。ほんとの0㎡ではなく、100㎡だとか200㎡だとか、そういった所を元々使っていたんです、と言うのでしたら、それは除外して考えてもいいんじゃないかなと。

(議長) そうすると、どう基準を・・・あの人呼ばれないけど、何で私は呼ばれるんだろう？なんということに、ならないでしょうか？同じ、数字上は0㎡なのに。

(事務局) その基準についても、今回の全員協議会の中に許可基準及び現地調査への立ち会いと、総会への出席を求めるものの基準という部分で、ひとつ皆さんの中でご審議いただきたい案件としてあげておりますので、改めて全員協議会で。

(議長) では、この収受18につきましては、来月に持ち越すということによろしいですか？どうでしょうか？

(全委員) 異議なし。

(議長) では、収受18につきましては、来月に持ち越したいと思います。続きまして、収受19について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第1号議案・収受19 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受19について、担当の山崎委員、説明願います。

(山崎委員) はい。収受19の現況について、ご報告をします。5月23日に現地調査を行っております。先ほどと同じ9ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

〇〇〇〇番の現況ですけれども、3分の1ほどの場所を使って、トレーを並べて稲の苗が作られておりました。あとは短い草が生えておりました。譲受人はここを田んぼとして使用していく計画としているようであります。以上、よろしくご審議をお願い申し上げます。

(議長) ただいま、事務局と山崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(宮崎委員) あの、この〇〇さんは地図の□□□□-□の上側の所の所有者だと思うんです。そこは今は草は刈られているんですけど、それまでは防草シートが全面に敷かれて、何もせずに何年も過ぎている状態なのですが、全部耕作しなきゃいけないというルールに、これは合わないんじゃないですか？

(事務局長) それは過去ではなくて、今後全部耕作していきますよと言われると許可せざるを得ません。

(宮崎委員) それは自分で？

(事務局長) 自分か作業委託か分からないですけど、あとは家族、2親等以内であれば可能です。

(宮崎委員) 人に貸してもいいってことですか？例えば今、自分で10個持っていますよ。その内の3個は人に貸しているんです。新しく11個目を買いたいんです、みたいな話は大丈夫なのですか？

(事務局長) その貸している所を今後は自分でやるという話になれば、大丈夫です。

(議長) 先ほどの資料の中の法律にそう書いてあります。これ以後やりますと言われると、認めなさいという法律なんです。昨日まで人に貸していた人が、ここで許可を得たら明日からちゃんとやりなさいよと。それで本人がやりますと言ったら、それを信用しなさいよという、そういう法律なんです。

(事務局長) 逆に言うと、自らちゃんとやりますという誓約書もいただいておりますので、それでそのまま貸していたら、それは指導させていただくようになります。

(議長) 指導して、毎月通知を送るとかね。そんな程度しかもうできない。

(事務局長) あとは、許可出す時に条件的に全部耕作やっていきます、貸したのも返してもらってちゃんとやりますという誓約書みたいなものをもらうか、ということぐらい・・・。

(議長) それは法律で根拠があるから。

(笹本委員) それ、例えば、防草シートを張るとか、貸しててやってなかったということは、要は耕作できないから貸す訳じゃないですか。それを返してもらったり、防草シートを剥がしてやるためには、自分側に何か戦力が補強される事態がないと無理ですよ。例えば息子が帰ってくるからとか、補助金で大きいトラクター買ったからとか、そういうのがない場合、それを理由に断ることはできるのですか？

(事務局長) でも、今後やっていきますと言われてしまうと・・・。じゃあ何ができて、何ができないのかを全部農業委員会ではっきりさせないと、根拠的には言えないので。

(笹本委員) ということは、じゃあもう、基本的にこの件に関してもやりますよと言われてたら何も言えないということですね。

(事務局長) そうなんです。そうなんです。

(議長) 国の法律がそうなっちゃってるから。

(笹本委員) なるほど。分かりました。大丈夫です。では、事業計画に無理がある場合は、事業計画の差し戻しはできるんですよね？

(事務局長) それは言えると思います。内容的に。

(笹本委員) 今回みたいに防草シートを張ってた所をできると言う根拠は、事業計画に何かしら変更がないとおかしいはずじゃないですか。だから、今までできてなかった所ができるようになった経営上の変更点というのが、載ってないと本当はおかしいですよ。だから、今回はもうしょうがないので、次回からちょっとその辺しっかり突っ込んで、計画の差し戻しをしてもらえると、今、宮崎委員の言っていることは通りやすくなるのかなと。

(事務局長) それはできますね。受付の段階で。基本的に、書類に不備がない限り受付しない訳にはいかないことになっているので、計画の不備ということで、もう1回直してということぐらいは・・・

(笹本委員) だから、何にも新たな設備も変わってない、人も変わってないのに、いきなり面積増えるのは無理ですよ。だからこれちょっと計画おかしいですよと行って、差し戻しは受付前の出来事として処理できますよね？

(事務局長) まあ、確認することは、事務局側ではできます。その辺はちょっと今後検討させていただきます。

(議長) では、この件はどうしますか？

(事務局長) 必ず自分か家族でやってください、人には貸さないという条件で許可を出して、それで宮崎委員に見ておいてもらって、何かあればこっちで動くのはいかがですか？

(議長) では、この件につきましては、もう1回計画を出し直してもらおうということですか？どんな計画になっているのですか？その、防草シートを張った所とか貸した所は自分でやるということですか？

(事務局) 計画といってもかなり簡単に、作付け作物、作物別の作付け面積などを作付け予定として書いていただくんですけども、今回に関しては、取得する面積●●●㎡を田んぼとして

使うというような申請書の書き方になっています。

(議長) これ、今までその他自分の持っている所は関係ないのですか？

(事務局) 持っている所は関係ないです。書く所がないです。今回取得する所に関して、何を作りますか？というのを書いていただいているので。

(事務局長) 一応全部耕作要件があるので……。許可書を出す前に計画書を提出させて、会長、職務代理とか、宮崎委員とかに計画書と現地を見てもらって、ちゃんと全部ができるのか確認して出すとか……。全部本人がやると言われてしまうと、もう認めざるを得ないです。

(議長) 今回は通しといて、次回以降必ず呼ぶという……。もう新たな所で歯止めをちょっとつけないと。

(事務局長) 次は全部耕作要件の時に、ここで全部ちゃんとやるというのを書類か何か出しておいて、次の時にやってなければ、やると言ったのにやってないですね？ということで、申請を受付しないということ是可以する。でも、今回はやると言われてしまっていると……

(笹本委員) それ、できるんですか？

(事務局長) 全部耕作要件で、またその時点でやると言っても、前回の時に全部やると言っていて、やってないですよ？とは言えると思います。

(笹本委員) じゃあもう、そこに頼るしかないですね。

(事務局長) 1回目は信じるしかないのかなと。

(議長) 今の話をまとめますと、許可は出すけども、全部耕作要件というのが要件になっているので、全部今のところをやりますよね？という確約をいただいてから、許可をするということでしょうか？

(事務局長) それしかないかなという感じがするんですけど。

(議長) ただ、その時点では指導しかできない。ちゃんとやってくださいという指導しかできないですけど、歯止めとなるかどうかちょっと分からないですけど、そのぐらいのことしか、もう、農業委員会じゃできない。

(橋本委員) 後で全協で協議するという話もありましたが、今のところ、さっきの全部要件もありましたけど、そういうものでちゃんとやってもらえるように、それぐらいしかできないのかなと。次に全協で案が出て、次回からはこういう風にしてもらいましょうとか、相手から出してもらう物を多くするとか、何か具体的なことが決まればいいんですけど、今のところ、こちらは受けるしかないのかなと思います。

(議長) では、この収受19ですが、全部耕作要件の書類、書類とか念書と言いますか、それを出させるということで、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) はい。それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、収受20について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第1号議案・収受20 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受20について、担当の山崎委員、説明願います。

(事務局) 竹が生えている竹林になっているんですけど・・・

(議長) ほぼ全部竹林？

(事務局) ほとんど全面竹林です。今、竹を切って、燃やしてすき込んで作業中ということで、今後もタケノコを採って使うとお伺いしております。

(橋本委員) きれいにしてくれればいいです。

(嶋崎委員) やってくれ、と言うしかないですね。

(議長) 今よりは良くなるでしょう、ということで・・・。他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、収受 2 1, 2 2 について、農地法第 3 条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、収受 2 3 について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第 1 号議案・収受 2 3 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受 2 3 について、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。では説明させていただきます。去る 5 月 2 2 日、長濱委員、事務局と 3 人で現地調査に行っていました。地図は 1 1 ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

当日〇〇さんが畑にいまして、お話を伺うことができました。こちらも約 4 0 年前に仮登記をしたということで、〇〇さんは家庭菜園が趣味というか、大変好きだということで、4 0 年間農地としてきれいに生産されて、自家消費ということなのですが、現在もナスやエダマメ、ジャガイモ等きれいに作付けされておりまして、農地としては優良な農地としてずっと使い続けておりました。先ほどと同じように、法改正があったということで、今回申請をしたというようなお話を伺っております。以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と平野委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、収受 2 3 について、農地法第 3 条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、収受 2 4 について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書 4 ページ目をご覧ください。

(第 1 号議案・収受 2 4 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受 2 4 について、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。同じく 5 月 2 2 日に現地調査に行っていました。地図は 1 2 ページをご覧

ください。

(現地案内図 説明)

現地調査に行った時に〇〇さんがここで作業されておりまして、お話を聞くことができました。現地につきましては、ブルーベリー、トマト等の苗物、自家消費するようなものがありました。将来的にはブルーベリーとか、成り物の摘み取り園をしたいというような構想があるそうです。〇〇さんは●●にお住まいで、そちらの方にも土地があります。あきる野市内にも、もう1ヶ所、●●●●の前の所にあるのですが、現在は●●の方の畑がメインで作付けしておりまして、出荷先は●●●●●●●●管内の●●の直売所と●●の直売所に出荷されているというようなお話でした。以上です。ご審議の程よろしく願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と平野委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(小川委員) ここの面積要件の関係で所有権移転できなかった土地ですか？

(事務局) いいえ。ここは、経緯としましては、不動産会社から事務局の方に、この畑を売りたいのですが、どなたかいらっしゃいませんか？というお話がありまして、その話があったのが1年ぐらい前なのですが、近隣の農家さんに当たってみたところ、買っていただけるような方がいらっしゃらなくて、ここ最近この〇〇さんが、たまたま●●●●●●の□□さんからのご紹介で、あきる野市の農地を斡旋していただけることはできますか？と言われて、それでここをご紹介しまして、それで話がまとまって、今回買うことになったという経緯がございます。

(小川委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、収受24について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書5ページ目をご覧ください。第2号議案、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。令和5年5月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。5月22日に平野委員と事務局、計3名で現地調査に行きました。地図は13ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

この〇〇〇番は更新ということで、これまでも〇〇さんが使われていて、現在は耕耘がよくされていて、きれいな状態でした。これから作付けをされるのではないかという状態で、確認はできました。審議の方よろしく願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と長濱委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございます

か？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、第3号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書6ページ目をご覧ください。第3号議案、旧農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定に基づく、農用地利用集積計画の承認について。旧農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定に基づく、農用地利用集積計画については、次のとおり承認する。令和5年5月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の野崎委員、説明願います。

(野崎委員) はい。それでは現地の調査状況についてご説明いたします。地図は14ページをお開きください。5月22日、堀江職務代理と事務局と私の3名で現地調査を行いました。

(現地案内図 説明)

現況はトラクターで全面が耕耘されており、いつでも作付けできるような状況になっております。また、この地図の東側に細い赤道があるのですが、その道を挟んで東側の部分も、この利用権の設定を受ける〇〇さんが現在耕作をされているということです。私からの報告は以上です。ご審議の程よろしく願います。

(議長) ただいま、事務局と野崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、旧農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定に基づく、農用地利用集積計画について、承認することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第3号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2の東秋留分について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。では報告します。地図は13ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

〇〇〇-〇は現在は耕耘されて作付け待ちという形で確認できました。もう1ヶ所、△△△-△ですが、こちらは南北にちょっと細長い畑なのですが、南側の方に立木が、桑の木が2本ぐらい立っているのですが、その周りは全部きれいに耕耘されていて、使える状態になっているのを確認しました。続いて12ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

□□□ですが、こちらも耕耘直後ということが確認されて、作付け待ちでありました。以上です。
(議長) 続きまして、番号2の瀬戸岡分について、担当の田中克博委員、説明願います。

(田中克博委員) はい。22日、月曜日、事務局と現地調査に行っていました。地図は15ページになります。

(現地案内図 説明)

現地はトラクターで耕耘されておりました。一部立木がありましたけど、耕耘されている所は耕作できる状態になっておりました。以上です。ご審議をお願いします。

(議長) ただいま、事務局と長濱委員、田中克博委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、旧農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定に基づき、農用地利用集積計画について、承認することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、報告事項に移ります。
専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、お手元の令和5年あきる野市農業委員会5月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、6月26日、月曜日、午後1時30分より、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。よろしく願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後3時29分